

名張市行政手続条例の一部改正について

1. 改正の趣旨

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律による行政手続法の一部改正により、同法における聴聞の通知及び弁明の機会の付与の通知（以下「聴聞の通知等」といいます。）の公示送達の方法のデジタル化が図られ、令和8年5月21日から施行されます。

同法に準拠して定めている名張市行政手続条例においてもその趣旨に鑑み、同様に聴聞の通知等の公示送達の方法のデジタル化を図るほか、所要の改正を行おうとするものです。

2. 改正の内容

- (1) 聴聞の通知等の公示送達の方法は、ホームページへの掲載などの閲覧する者の端末においてインターネット経由で公示事項を表示することができる方法とし、不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を事務所に設置した端末の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることとします。
- (2) その他所要の改正を行います。

3. 施行期日

令和8年5月21日から施行します。